



VOL.70

トクちゃん新聞

12月号

税務調査対応、
がんばってます♪



平成24年12月6日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205
FAX:06-6809-2206
URL: http://www.ft-tax.com/

● 税務調査の手続きが変わります。

税務調査についての手続きが、平成25年1月1日から変わります。一言で表現しますと「**ルールを明確にして守る**」ということです。「なあなあ」で済んで、いい面も悪い面もあった税務調査なんです。キチンとしようということになりました。**税務署としては面倒な手続きが増える**ので今年のうち調査をすませようと、**この秋はいつになく調査が多かった**です。

納税者の皆さんの立場では、基本的には、調査手続きが変わっても、**日々の処理をしっかりと**いただいて、**複雑な取引については事前に**弊社にご相談の上進めていただければ幸いです。**ご不安がある方は、弊社まで**ご相談ください。



● 税制改正の流れ

例年、12月中旬に発表される**税制改正大綱**ですが、**今年は発表時期がずれそう**です。12月16日に投開票がありその結果によって、どの党とどの党が手を組むか、という枠組みが決まり、さらに党同士の政策の調整が行われ、その上での発表となるのではないかと想像されます。**改正の情報**が入りましたらまたお知らせさせていただきます。



担当: 徳野

◆ 所得税 復興特別所得税

東日本大震災の復興財源確保に関する特別措置法が公布されたことにより、**平成25年1月1日**から**復興特別所得税**が適用されます。これにより**1月1日以降の個人所得税が2.1%増し**(※)になり、**源泉徴収される額も従来の税額の2.1%増し**になります。1月1日以降の「報酬等」「給与」「賞与」「利子配当等」の源泉徴収税額が増額になります。特に1月以降の**給与計算をされる方は「改正後の源泉徴収税額表」**で税額を算出するようご注意ください。

担当: 福田



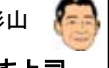
※ 税率 (%)
× 1.021 です

	報酬等	給与賞与	預金・定期積金・公社債の利子、公社債投資信託の分配金・償還益等	上場株式等の配当等 公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益等	信用組合の 普通出資配当金
5% → 5.105%					
7% → 7.147%					
10% → 10.21%	~平成24年12月31日	源泉徴収税額表を参照 (所得税)	20% (所得税15% 住民税5%)	10% (所得税15% 住民税5%)	20% (所得税)
15% → 15.315%	平成25年1月1日	改正後の 源泉徴収税額表を参照	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	10.147% (所得税7.147% 住民税3%)	20.42% (所得税)
20% → 20.42%	~平成25年12月31日	10.21%又は20.42% (所得税)		20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	
23% → 23.483%	平成26年1月1日				
33% → 33.693%	~平成49年12月31日				

注：平成26年以降の税率 (%) については今後改正される場合もあります。

◆ 【書籍紹介】必ず「頭角を現す社員」45のルール (Part II)

担当: 杉山



2回目のテーマは「できる上司ほど無理をいう」です。著者が考える「いい上司」とは次のような人です。

①部下に好かれようとしない上司 ②部下に無理難題を押し付ける上司 ③つねに挑戦し、成功して、結果を出す上司
この三拍子がそろっている人こそが、リーダーシップのある理想的な上司です。

「上司の役割」は、部下と目標を共有し、私心を排して、ゴールへ向かって進み、一緒に結果を出していく事です。

日本にしか存在しないという「パワハラ」などといったレベルの低い話ではなく、無理難題と思われるような仕事を成長の余地のある部下に押し付け、同時に権限と責任を与えて、部下に仕事をまるまる任せる。そうすることで初めて、部下は組織の一構成員として働くことができ、成長していくことが出来るのです。

たとえどんな無理難題を押し付けられようとも、「この上司についていけば、結果を出せる」という事実を身をもって知れば、部下は自然とついていきます。少なくとも自分のレベルまでは部下を育てようとするからです。**その結果、部下が何とかがやり遂げてみせ、成功がつかれば上司を尊敬します。結果として「好かれる上司」になる。**

以上要点をまとめてご紹介しましたが、今回はとても中身の濃いテーマでした。

一つずつクリア出来ればいい上司になれるかもしれません。挑戦してみてください。



書籍名: 必ず「頭角を現す社員」45のルール 出版社: 三笠書房 著者: 吉越 浩一郎

◆ 税務スケジュール(12月)

12月10日(月)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

12月25日(火)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)
- ※自治体により納期限が異なります。

1月4日(金)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・1月 4月 7月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料

担当:岡村



年末調整資料をまだ送付されていないお客様は
お早めにご送付ください!

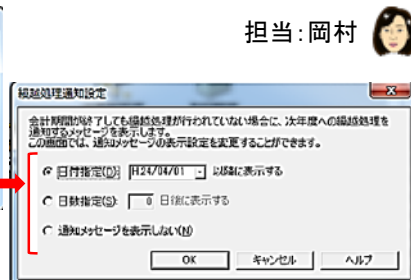
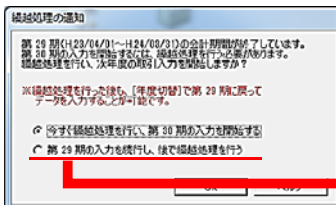
◆ 弥生会計13での変更点

弥生会計13では、会計期間が終了していても翌年度への繰越処理がおこなわれていない場合に、翌年度への繰越処理を案内する「繰越処理の通知」を弥生会計起動直後に表示するようになりました。

決算日と入力日(パソコンのシステム日付)とを確認してメッセージが表示されます。

繰越処理をしない場合は、案内のメッセージを表示させる日程を登録することができます。

これで、繰越処理を忘れて決算後も前期データに追加入力してしまうというミスがなくなりますね。



担当:岡村

◆ 「反省する人は成功する！」

今年一年の総決算

担当:池田

「誰でもそうだが、反省する人はきっと成功する。本当に正しく反省すると、次に何をしたらよいか、何をしたらよくないかがきちんと分かるようになり、人間として成長していくことができるからだ」

パナソニックの創業者で「商売の神様」といわれた松下幸之助さんの言葉で、松下さんはまた「反省なきところに成功はない」とし、毎日、寝る前の1時間はその日の反省にあてていたともいわれています。

人間は体験を活かして成長・進化する動物です。日々の体験をより活かすためには、「反省」は欠かすことのできないことなのです。

仕事をしても、それを振り返って良かったのか悪かったのか、またもっと良いやり方があったのではないかなど考えることをしなかったら、次の成功に繋げることはできないのです。と同時に松下さんは、反省することによって感謝報恩の念も湧いてくるといいます。感謝報恩の心はまた成功への原動力となるのです。

今年もあと少しとなりました。

年末で何かとお忙しいとは思いますが、今年の総決算として時間を少しとってこの一年を真摯に反省し、人としての成長、会社、事業の更なる発展成功への糧として参りましょう。

月刊誌「仕事の記録帖」(文明出版社発行)の2012年12月号より抜粋



◆インフルエンザ接種

担当:岡村

先日、子供二人とインフルエンザの予防接種へ行ってきました。実は、私は大の注射嫌い、病院嫌いなのですが、徳野会計では『予防接種命令』が下りますので、毎年一大決心で病院へ向かいます。

三人一緒に診察室へ入り、まずは息子から。自分の腕に針が刺さっていく様子をじっと見ている。(じっと見るなんて、私には信じられない...)

次に娘。腕を出して顔は背けますがケラケラと笑っています。(注射打ちながら笑うっておかしいんちゃう...)

で、最後に私。毎回必ず先生に「わかってると思うけど、絶対に痛くないようにしてね」と脅迫まがいをお願いをするのですが、「うちの病院は、一番細い注射針を使ってるから、痛くないって毎年言ってるのに、相変わらずお母ちゃんが一番怖がりやなあ」と、娘・息子と大笑いしながら(バカにされながら?)子供達に体を押さえられて「いくで、覚悟はええか」とブスッと打たれる。これが、毎年の予防接種状況。ホントにほとんど痛くないのですが、針を向けられると恐怖心が先に出てまいります。来年も間違いなくお願いしていると思いますね、私。



◆税務クイズ

担当:赤松

1. 大阪府と大阪市が共同で、特区地域に進出する企業を対象に、5年間地方税をゼロにする条例を12月1日付けで施行しました。この特区を何と呼ぶ?

A. 関西イノベーション国際戦略総合特区 B. がんばれ関西企業活性化特区 C. 関西国際化推進特区

2. 平成23年の租税特別措置法、適用件数が0件だったのは?

A. 中小企業者等の法人税率の特例 B. 特定高度通信設備の特定償却 C. 中小企業技術基盤強化税制

1. A. 関西イノベーション国際戦略総合特区

同特区は関西3府県(大阪府・京都府・兵庫県)と3市(大阪市・京都市・神戸市)が共同で、情報や先端技術の集積により国際競争力を高め、関西経済の再生を図ることを目的として設置されました。今回の条例施行によって特区税制の対象となる事業は、新エネルギー分野、ライフサイエンス分野、それら先端技術の振興を支援する国際貨物関係事業。新たに特区に進出して事業計画が認定されると、法人府民税・市民税等が5年間ゼロに。その後の5年間も税額が2分の1に軽減されます。

2. B. 特定高度通信設備の特定償却

租税特別措置法の適用が100件未満のものについては廃止や縮小など見直しの対象。中小企業者等の法人税率の特例は、最多適用。

